

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	ばいじん等に係る届出施設の構造等の改善命令等
概要	ばい煙等排出者でばいじん等を排出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばいじん等に係る届出施設の構造等の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第1項、第111条第4項第4号
処分基準	ばい煙等排出者でばいじん等（ばいじん、有害物質（指定有害物質を除く。）又は特定粉じん（指定特定粉じんを除く。））を排出し、又は飛散させるものが、そのばいじん等濃度が排出口において届出施設に係る規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがあると認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	